

社会保障協定と租税条約

1 社会保障協定とは何か

観光による外国滞在を除いて、長期間(3か月以上)外国にいる在留邦人数は平成17年10月現在で、100万人を超えている。この人数には、留学生、海外にロングステイする人等が含まれていることから、海外在留邦人のすべてがビジネス関係者とはいえないが、多くの邦人社員が海外で勤務している実態はあることになる。他方、海外から日本の子会社等に出向して勤務する外国人社員の数も増加している。

このような国際間の人的移動について、租税条約では、給与所得条項に短期滞在者免税という規定を置いて、12か月のうち約半年を超えて相手国に滞在する場合は相手国で課税となるが、そうでない短期の滞在者(例えば、出張等による勤務)の給与は、当該相手国に所得源泉はあるが、租税条約により免税という措置を講じて、国際間の人的交流を税が阻害しないようにしている。

このような社員の勤務により生ずる税以外の問題は、公的年金等の社会保険料である。これは、短期の勤務というよりも、外国から自国の子会社等に数年間勤務するような場合がこの問題を生じさせる事例ということになる。例えば、邦人社員が、外国子会社等に数年間勤務する場合、日本とその外国双方の社会保険料を負担するという二重加入や、年金受給の期間通算ができない等の問題が生じることになる。当然、この社員個人の経済的負担とともに、この社員を雇用している会社の経済的負担も生じることになる。このような問題を解決するものが社会保障協定で、この協定は、上記の諸問題を解決す

るための内容を含むものである。

2 社会保障協定の現状

社会保険庁によれば、我が国が締結している社会保障協定は、次のとおりである。①ドイツ(平成12年2月協定発効)、②英国(平成13年2月協定発効)、③韓国(平成17年4月協定発効)、④米国(平成17年10月協定発効)⑤フランス(平成17年2月協定署名)、⑥ベルギー(平成17年2月協定署名)、⑦カナダ(平成18年2月協定署名)、⑧オーストラリア(平成17年6月から交渉中)、⑨オランダ(平成17年10月から交渉中)となっている。この他に、イタリア、ルクセンブルグ、フィリピン、ブラジル等から社会保障協定の協議申し入れがあるとのことである。

3 社会保障協定の適用例

本論で取り上げる日本とフランスの間の社会保障協定(日仏社会保障協定)を例とすると、内国法人に勤務する社員甲が、当該内国法人のフランス子会社A社に3年間の予定で勤務するとする。この場合、日仏社会保障協定が適用となると、甲は、一時的(5年以内)派遣ということで、フランスに就労しながらフランスの社会保障制度加入が免除され、フランス就労期間中、日本の社会保障制度に加入することになる。当然、フランス人社員が日本に就労するケースも逆の場合としてあることになる。その結果、就労先の国の社会保険料が免除され、両国の社会保障制度への二重加入が防止できる。また、日本は、老齢年金の期間要件が25年ないと年金の受給ができないが(フランスは老齢年金の期間

Topics of International Taxation

要件がない。), この社会保障協定がないと, 日本の加入期間20年, フランスの加入期間5年では, フランスの老齢年金は受給できても, 日本ではできなかったが, 本協定により年金加入期間の通算が認められ, この場合でも日本における老齢年金の受給ができることになった。

4 新日仏租税条約第18条第2項等の規定

これまで, 社会保障協定と租税条約はその対象が異なることから, 相互に関連することはなかったが, 平成19年1月に署名された新日仏租税条約では, 社会保険料の取扱いについて新しい規定が盛り込まれた。

すなわち, 新日仏租税条約第18条第2項において, 上記の例でいえば, 日本の社会保険料(条約上では強制保険料と規定されている。)のうち, 日本において所得控除等の対象とされない範囲で, 次の要件を満たす場合, フランスにおいて, フランスの社会保険料と同様に取り扱われ, 所得控除等の措置を受けることができることを規定している。

- ① 内国法人に勤務する社員甲がフランス勤務直前に, フランス居住者ではなく, 日本の社会保障制度に参加していたこと。
- ② 日本の社会保障制度がフランスにおいて課税上認められた社会保障制度に一般的に相当するものとしてフランスの権限ある当局によって承認されていること。
- ③ 日本において社会保険料の賦課される給与等が, フランスにおいて課税となること。

さらに, 新日仏租税条約における議定書において, 1995年議定書に9 Aが追加され, フランス居住者が5年以内の日本勤務により取得する給与等に対して, 各課税年度において, 次の①又は②に規定する額のいずれか低い額を限度として日本で租税を課さないことになっている。

- ① フランス居住者又は当該居住者に代わる者

が, 日仏いずれかに設けられ, かつ, 課税上認められた社会保障制度に対して支払う社会保険料の支払総額(フランスで課税上控除されたものを除く。)

- ② 日本の課税上控除できる総保険料の総額
また, 交換公文では, 次の内容が了解されている。

- ① フランスの社会保険料について日本で所得控除を行う場合, 日本で社会保険料として支払われる総保険料の上限額を限度とする。
- ② 日本の社会保険料についてフランスで所得控除を行う場合, フランス税法の規定に従い, 本条約第18条第2項, 議定書9 B及び9 Cに定める要件を満たすことを条件として, フランスにおいて全額控除する。

- ③ これらの社会保険料に係る雇用者負担金が就労国における個人の課税所得とならない。

以上のことから, 日本に5年以内で勤務するフランス人社員, フランスに5年以内で勤務する日本人社員の場合, その勤務している就労国の社会保険料ではなく, フランス人社員の場合はフランス, 日本人社員の場合は日本と, 就労国ではなく本国の社会保険料を支払うことから, このような規定振りになったものと思われる。

中央大学商学部教授

矢内 一好